

生協労連中四国地連パート部会学習交流会

2013年6月8日（土）岡山市オルガにて中四国地連パート部会主催の学習交流会が中四国の生協で働く仲間59名の仲間が参加して開催されました。今回は四国の愛媛、徳島、高知の3県の仲間が初めて揃いました。

労働契約法が改正施行された年であり、春闘の中で「有期雇用を無期雇用に」を強く理事会に求めてパート部会はたたかってきました。しかし、前進はあったものの即無期雇用にするという回答は中四国では出てきませんでした。そこで、労働契約法をもっと理解してたたかいの力とするために龍谷大学名誉教授萬井隆令（よろいたかよし）先生をお迎えして「労働契約法、派遣法改正と非正規雇用労働者 ～マツダ防府工場事件・山口裁判判決も含めて～」の題で学習講演をお願いしました。

学習講演

非正規雇用は政策によって大量につくられたものであり、年々増加して今や全労働者の35.5%に達しています。しかし、正規であれば問題ないのかというそうではなく、非正規を見て「ああはなりたくない」との思いで何でもする労働者になっています。非正規雇用は期間の定めがあり、期間満了による失業の不安につきまとい、非正規は労働条件が著しく低いのが特徴です。その労働者の身分の不安定と労働条件の低さは企業にとっては大きな魅力になっています。有期雇用を擁護する労働者のニーズがあると論じていますが、無期であっても辞めるのは自由であり、有期の必要はありません。そして、労働契約法の改正は自分からの申告が前提になっています。サービス残業を知っていても多くの労働者が請求していません。有休も48%しか権利を行使していない現実があります。権利を持っている労働者が使わないと法律も生かされません。有期雇用も自分でたたかわないと無期になりません。20条では「不合理と認められるものであってはならない」となっています。この「不合理」があいまいで、どこまで説得できるかが問題です。生協労連がまとまることが大切です。「権利の上に眠る者は権利を失う」という言葉があります。



萬井 隆令先生

分散会

午後からは“宅配”“店舗”“組織拡大”の3つのグループに分かれて分散会を行いました。まとめの発表では他生協の話が聞けて刺激になった。大人数で団交したいなど、前向きな意見が多く出されました。資料を使って自分のところでもしてみたいので送って欲しいなど、交流も深まっています。しかし、もっと深めた議論がしたかった、言うだけになっているとの意見もあり、次回への課題だと考えます。

感想文では、萬井先生の学習講演がとても分かり易くてよかったという声が多く寄せられました。これからも、学習を中心に据えた交流を増やしていきたいと考えます。



会場一杯になりました



分散会「店舗」の様子